

旧総合資料館跡地等の活用に係る整備検討支援業務委託仕様書

1 目的

現在、京都府は、旧総合資料館跡地等（京都市左京区下鴨半木町1番4他）の活用として、創作活動から発表までの多様な文化芸術活動に対応できる新たな舞台芸術・視覚芸術拠点施設を軸とした北山エリアのエントランスに相応しい機能整備を検討している。

この度、舞台芸術・視覚芸術拠点施設に係る求められる機能や想定される諸室等、また、北山エリア全体の魅力向上につながる付帯施設として「交流・創造・発信」機能を有する施設の整備に関する考え方を整理したところである。

本業務では、上記の整備に関する考え方に基づき、整備内容の具体化を図るための整備プランの作成等の支援を行う業務である。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 委託業務の内容

別添資料①「旧総合資料館跡地等の活用に係る整備内容の検討について」に基づき想定される複合施設の整備プランについて、建築基準関連法規の確認等を含め、各諸室の面積、配置、構成等の検討とその検討に基づいた土地利用（施設配置図）、平面図及び断面図を作成の上、概算工事費を算出することとする。なお、作成するプランは3案程度でシングルライン程度のものとする。

また、本整備に係る京都府の検討状況に応じて、技術的助言等を行うとともに、整備プランを3回程度更新することとする。

併せて、旧総合資料館跡地等は「北山エリアのエントランス」と位置付けており特にエリア内他施設との連携が重要であることから、その方策について、エリア内他施設の特徴・機能・利用実態等を踏まえて検討することとする。なお、エリア内中核施設である府立植物園との連携については別添資料②「植物園整備に向けた施策の具体的な方向性」を基に十分に考慮することとする。

4 成果品

名称	提出方法	提出期限	備考
整備プラン	フラットファイル 2 部及び電子データ (CD-R 1 枚)	令和 6 年 3 月 2 9 日	Jw-cad 及び PDF 形式
検討結果報告書	同上	同上	Word 又は Excel 形式 (図面は Jw-cad 及び PDF 形式)
打合せ記録簿	同上	同上	Word 又は Excel 形式

5 その他

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手する。(受託者による入手が困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、京都府の指示に従うこと。)
- (3) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (4) 業務に係るすべての成果品等の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む)は委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (6) 受託者は、委託者が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。